

# 第1回岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会

日 時 平成24年9月24日(月)

14時00分～15時30分

場 所 県庁5階 5-J会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 種市漁港海岸休養施設への指定管理者制度導入(再開)について
- (2) 種市漁港海岸休養施設指定管理者募集要項について

3 閉 会

岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会名簿

【順不同、敬称略】

氏名	所属
船越 穰	社団法人岩手県漁港漁村協会 専務理事
木場 隆夫	岩手県立大学総合政策学部 教授
菊池 寛	岩手県農林水産部 副部長兼農林水産企画室長

事務局	
漁港漁村課	
技術主幹兼漁港担当課長	大澤 公延
主事	高橋 真悟
農林水産企画室	
管理課長	及川 健一
主任主査	橋場 友司

## 岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1 岩手県農林水産部が所管する公の施設（以下「農林水産部所管施設」という。）への指定管理者制度の導入について必要な事項を検討するため、岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌)

第2 委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を岩手県農林水産部長（以下「部長」という。）に報告する。

- (1) 農林水産部所管施設への指定管理者制度の導入に当たっての基本方針に関する事項
- (2) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関する事項
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (4) その他指定管理者の選定に関し必要と認める事項

### (組織)

第3 委員会は、委員4名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (任期)

第4 委員の任期は、第2により部長に報告する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、部長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、岩手県農林水産部施設所管課において処理する。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年7月15日から施行する。
- 3 この要綱は、平成22年6月2日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

別表（第3関係）

岩手県農林水産部所管施設指定管理者選定委員会 委員名簿

（順不同、敬称略）

氏名	所属及び役職
船越 穰	社団法人岩手県漁港漁村協会 専務理事
木場 隆夫	岩手県立大学総合政策学部 教授
菊池 寛	岩手県農林水産部 副部長兼農林水産企画室長

## 【資料一覧】

資料No. 1 指定管理者制度の概要

資料No. 2 農林水産部所管施設に係る指定管理者制度の導入について

資料No. 3 - 1 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者制度導入（再開）にあたっての基本方針（概略版）

資料No. 3 - 2 岩手県立種市漁港海岸休養施設の指定管理者制度導入（再開）にあたっての基本方針

資料No. 3 - 3 基本方針参考資料

資料No. 4 種市漁港海岸休養施設指定管理者募集要項（案）

資料No. 5 参考資料

- 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- （抜粋）地方自治法第 244 条～第 244 条の 4 の規定
- 公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン
- 海岸休養条例、同施行規則